

* 前払式支払手段発行者の皆様へ

前払式支払手段の発行に関する基準日報告等について（お知らせ）

発行者の皆様におかれましては、9月30日時点での基準日未使用残高等についての報告書等を
11月30日（火）までに管轄財務（支）局等へ提出することになっております。

なお、今基準日報告より各届出様式等が以下の通り変更になっていますのでご留意願います。

〔基準日における財務（支）局等への提出書類について〕

1. 前払式支払手段の発行に関する報告書の提出について（法第23条、府令第47条）

《様式》

- ・「前払式支払手段の発行に関する報告書」（別紙様式第27号）（正本1通、写し2通）

《添付書類》 部数は各1部

- ・最終の貸借対照表及び損益計算書（関連する注記を含む。）
- ・金銭又は有価証券による供託の場合は、供託に係る供託書正本の写し
- ・発行保証金保全契約の届出をした発行者が発行保証金保全契約の契約内容の変更（一部の解除を除く。）をし、又は契約を更新した場合には、その契約書等の写し
- ・発行保証金信託契約を締結している発行者は、信託会社等が発行する基準日における信託財産の額を証明する書面

2. 発行保証金の供託等の届出について

（1）発行保証金保全契約の締結（府令第30条）

新たに発行保証金保全契約を締結した発行者は、「別紙様式第13号」の「発行保証金保全契約届出書」に発行保証金保全契約に係る契約書の写しを添付して財務（支）局長等に提出しなければなりません。

（2）発行保証金信託契約の締結（府令第34条）

発行保証金信託契約の承認を受けようとする発行者は、「別紙様式第17号」の「発行保証金信託契約承認申請書」とその写し2通及び発行保証金信託契約に係る契約書の写しを添付して、財務（支）局長等に申請しなければなりません。

財務（支）局長等からの「別紙様式第18号」による発行保証金信託契約の承認通知を受け、最初に発行保証金信託契約に基づき財産を信託したときは、「別紙様式第19号」の「発行保証金信託契約届出書」に信託財産の額を証する書面を添付して、財務（支）局長等に提出しなければなりません。（＊財務局等への承認申請は余裕を持って行ってください。）

*金銭又は有価証券による供託を行った場合や保全契約の継続契約の場合は、「別紙様式第27号」の「前払式支払手段の発行に関する報告書」及びそれらに係る添付書類を財務（支）局長等に提出すればよく、供託について特別な届出をする必要はありません。

【留意事項】

1. 発行保証金の供託を「振替国債」で行っている場合

償還期限が到来した銘柄は、償還金が金銭で供託所（法務局）に振り込まれるため、期限後は、「金銭供託」として供託されることになります。その場合、供託年月日は変わりませんが、供託番

号が変わるので、「前払式支払手段に関する報告書」(第3面)「3. 現に供託している発行保証金の内容」の内訳を「ハ. 振替国債の場合」欄から「イ. 金銭の場合」欄へ書き換える必要があります。

なお、金銭への振替後の新しい供託番号は、供託所の「振替国債供託情報一覧表」から確認できます。併せて当該一覧表を取得いただき、「前払式支払手段の発行に関する報告書」にその写しを添付して下さい。

(「振替国債供託情報一覧表」の取得手続き等は、供託所へお問合せ下さい。)

2. 各届出様式について

協会ウェブサイト <http://www.s-kessai.jp/>

「お問い合わせ」「前払式支払手段の内閣府令様式」に掲載しています。

3. 未使用残高の減少等で発行保証金の取戻し等を行う場合は、財務(支)局長等への事前承認申請が必要です。

以上